
プロジェクト IFRS S1 号に相当する基準の開発
項目 準拠表明

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**準拠表明**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点は、第 10 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 3 月 16 日開催）において、IFRS S1 号の公開草案に基づく審議を行っているが、2023 年 6 月に IFRS S1 号が確定したことを踏まえ、追加的に検討を行うべきかどうかを含め、検討を行う。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

これまでの事務局提案と整合的に、日本版 S1 基準において次の事項を定める（後述の第 14 項参照）。

- (1) サステナビリティ関連財務開示が、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明を行わなければならない。当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。
- (2) 法令によって開示することが禁止されている場合¹及び機会に関する商業上の機密情報に該当する場合²に開示を免除する定めを利用している場合であっても、本項(1)における準拠の旨の開示において、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準に準拠している旨記述することができる。

¹ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-3「法令との関係」参照。

² 第 18 回サステナビリティ基準委員会_審議事項 A1-4「商業上の機密情報」参照。

これまでの審議の概要

4. S1 基準案（IFRS S1 号の公開草案をいう。以下同じ。）では、準拠表明に関する定めが示され、次の事項を企業に求める旨が提案された（S1 基準案第 91 項及び第 92 項）。
 - (1) サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。
 - (2) IFRS サステナビリティ開示基準により要求される情報が、現地の法令によって企業が開示することが禁止されている場合に、企業がその情報を開示することを救済するという救済措置を利用する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられない。
5. 第 10 回サステナビリティ基準委員会における事務局の提案は、次のとおりである。
 - (1) 前項に記載した事項と整合的な定めを日本版 S1 基準に取り入れる。
6. これに対し、事務局の提案に反対する意見は聞かれなかった。

公開草案からの変更点

7. サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない旨の定めに関しては、公開草案から実質的な変更はなされていない（IFRS S1 号第 72 項）。
8. 一方、確定した IFRS S1 号第 72 項では、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない旨も明示されている。
9. また、確定した IFRS S1 号では、法令によって開示することが禁止されている場合の開示の免除（IFRS S1 号 B33 項）は公開草案から変更はなく、機会に関する商業上の機密情報に該当する場合の開示の免除（IFRS S1 号 B34 項から B37 項）を利用した場合でも、準拠表明を行うことが妨げられない旨の定めが追加されている（IFRS S1 号第 73 項）。
10. 確定した IFRS S1 号と公開草案との比較は、次のとおりである（和訳は事務局による仮訳。下線は主な変更箇所）。

IFRS S1 号	公開草案
<p>72 An entity whose sustainability-related financial disclosures comply with all the requirements of IFRS Sustainability Disclosure Standards shall <u>make</u> an explicit and unreserved statement of compliance. <u>An entity shall not describe sustainability-related financial disclosures as complying with IFRS Sustainability Disclosure Standards unless they comply with all the requirements of IFRS Sustainability Disclosure Standards.</u></p> <p>サステナビリティ関連財務開示が、「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠する企業は、明示的かつ無限定の準拠に関する表明を行わなければならない。企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠していると記述してはならない。</p>	<p>91 An entity whose sustainability-related financial disclosures comply with all of the <u>relevant</u> requirements of IFRS Sustainability Disclosure Standards shall <u>include</u> an explicit and unqualified statement of compliance.</p> <p>サステナビリティ関連財務開示が、「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、明示的かつ無限定の準拠に関する表明を含めなければならない。</p>
<p>73 <u>This Standard</u> relieves an entity from disclosing information otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard if law or regulation prohibits the entity from disclosing that information (see paragraph B33). <u>This Standard</u> also <u>relieves an entity from disclosing information</u> about a sustainability-related opportunity otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard if that <u>information is commercially sensitive as described in this Standard</u> (see paragraphs B34–B37). An entity using <u>these exemptions</u> is not prevented from asserting compliance with IFRS Sustainability Disclosure Standards.</p> <p>本基準は、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている情報であっても、法令によって企業が開示することが禁止されている場合に、企業に当該情報を開示することを免除している (B33 項参照)。本基準はまた、情報が、本基準で説明する商業上の機密に該当する場合、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されているサステナビリティ関連の機会に関する情報を開示することを救済している (B34 項から B37 項参照)。これらの</p>	<p>92 <u>Paragraph 62</u> relieves an entity from disclosing information otherwise required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard if <u>local</u> laws or regulations prohibit the entity from disclosing that information. An entity using <u>that relief</u> is not prevented from asserting compliance with IFRS Sustainability Disclosure Standards.</p> <p>第 62 項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求されている情報が、<u>現地の法令</u>によって企業が開示することが禁止されている場合に、企業が当該情報を開示することを救済している。この救済措置を利用している企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠していることを主張することを妨げられない。</p>

IFRS S1 号	公開草案
<p>免除を利用している企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠していることを主張することを妨げられない。</p>	

事務局による分析

11. 前述の第7項から第10項に記載したとおり、準拠表明に関しては、公開草案から実質的に変更がされていない部分と、確定した IFRS S1 号に新たに追加された部分とがある。
12. 新たに追加されたもののうち、前述の第8項に記載した内容は、準拠表明を行ってはない場合を明示したものであるが、この定め的基础にある考え方は、すべての要求事項に準拠した場合に準拠表明を行うというものであると考えられるため、準拠表明を行わなければならない場合（前述の第7項参照）の定め的基础にある考え方と同じであると考えられる。
13. また、新たに追加されたもののうち、機会に関する商業上の機密情報に該当する場合の開示の免除（前述の第9項参照）は、IFRS S1 号が公開草案から確定基準となる ISSB の審議の過程で追加されたものである。これを利用したときに準拠表明を行うことを認める定め的基础にある考え方は、IFRS サステナビリティ開示基準によって開示の免除が認められている場合に、それを利用して開示を行わなかったときでも IFRS サステナビリティ開示基準に準拠しているというものであると考えられ、法令によって開示することが禁止されている場合の開示の免除を利用したときに準拠表明を行うことを認める定め的基础にある考え方と同じであると考えられる。

（事務局による提案）

14. このため、これまでの事務局提案と整合的に、日本版 S1 基準において次の事項を定めることが考えられるがどうか。
 - (1) サステナビリティ関連財務開示が、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明を行わなければならない。当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。
 - (2) 法令によって開示することが禁止されている場合及び機会に関する商業上の機密情報に該当する場合に開示を免除する定めを利用している場合であっても、本項(1)に

おける準拠の旨の開示において、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準に準拠している旨記述することができる。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① これまでの事務局提案と整合的に、日本版 S1 基準において次の事項を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- (1) サステナビリティ関連財務開示が、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明を行わなければならない。当委員会の公表するサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。
- (2) 法令によって開示することが禁止されている場合及び機会に関する商業上の機密情報に該当する場合に開示を免除する定めを利用している場合であっても、(1)における準拠の旨の開示において、当委員会の公表するサステナビリティ開示基準に準拠している旨記述することができる。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上